

第2回

フォーミュラリーウェビナー

# 第4期医療費適正化計画を 紐解く

## 保険者から始める医療費適正化

国民皆保険を堅持し続けていくため、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制の確保を図っていく必要があります。

2024年度の第4期医療費適正化計画では、新たに医療費削減の次の一手である「フォーミュラリー」の策定が提言されております。

日本医薬総合研究所から、医療費適正化計画を紐解くとともに、「フォーミュラリー」を活用した医療費削減のストーリーをお伝えします。

参加費  
無料

日時

2023年6月21日[水]

講演

14:30-16:55

接続開始

14:20

定員

100名

オンライン開催(zoom ウェビナー)



### ●スケジュール

講演 1

14:30-16:00  
(質疑応答を含む)

**医療費適正化計画とフォーミュラリー**  
**武藤 正樹** 社会福祉法人日本医療伝道会衣笠病院グループ 相談役

16:00-16:05 休憩

講演 2

16:05-16:35  
(質疑応答を含む)

**保険者におけるフォーミュラリーについて**  
**増原 慶壮** 日本調剤株式会社 取締役

講演 3

16:35-16:50

**NDBデータ解析における医療費適正化の次の一手**  
**市川 博章** 日本医薬総合研究所 ヘルスケアコンサルティング事業部 部長代理

閉会の挨拶

16:50-16:55

**閉会の挨拶**  
**橋爪 敦弘** 日本医薬総合研究所 代表取締役社長

# お申し込み方法

## 1 インターネットでのお申し込み 推奨

「第2回 フォーミュラーウェビナー」お申し込みフォーム  
(<https://forms.office.com/r/c20FgNbbue>)よりお申し込みください。  
右記QRコードを読み取っていただくとお申し込みフォームに移動します。



## 2 FAXでのお申し込み(申し込み書はホームページからもダウンロードできます)

下記申し込み書に必要事項を漏れなくご記入の上、FAX(03-5288-8692)まで送信してください。  
※お申し込み者を含め、3名まで同時にお申し込みいただけます。

**第2回お申し込み期限 2023年6月9日[金]まで**

〈注意事項〉※当日のURLは参加申し込みをいただいたメールアドレスへお送りいたします。※キャンセルの場合は速やかに事務局までご連絡ください。

**FAX送信先 03-5288-8692 ※送り状不要**

フォーミュラーウェビナー 参加申し込み書			
お申し込み者氏名		フリガナ	
所属	自治体・健保組合名		
	部署・役職		
ご住所		〒	
TEL		FAX	
E-Mail		※当日の参加URLをお送りいたしますので、漏れなくご記載ください。	
①ご参加者氏名		ご所属部署・役職	
②ご参加者氏名		ご所属部署・役職	
③ご参加者氏名		ご所属部署・役職	
事前質問欄 ※取得した個人情報は適正に管理するとともに、質問内容を取り扱う際にもお名前の紹介はいたしません。		「講演者に聞いてみたいこと」など、ご記入ください。※本ウェビナーでの質疑応答は事前質問制となっております。	

### 【個人情報等の取り扱いに関して】

株式会社日本医薬総合研究所ではお客さまの個人情報を社内規定に従い、適切かつ慎重に取り扱います。

#### 1. 個人情報の利用目的について

肖像並びに個人情報の使用について、参加者よりご提示いただいた氏名、所属先、住所、電話番号、メールアドレスその他参加者個人に関する情報（以下「個人情報等」）を当社研究会に関するご案内、ご連絡のみに利用させていただき、参加者の承諾なく、他の目的には利用いたしません。  
但し、ウェビナー風景の写真及び動画等の画像に関しましては、肖像権に配慮の上、当社広報に使用させていただく場合があります。

#### 2. 個人情報の第三者提供について

ウェビナー参加に伴いお預かりした個人情報等を、以下に該当する場合を除き、

第三者への提供、取り扱いを委託することはありません。

(1) お客さまの同意をいただいている場合

(2) 統計データ、コード化するなどして、個人を識別することができない状態で開示・提供する場合

(3) 法令に基づき開示、提供を求められた場合

(4) その他、法令で認められた措置を講じている場合

#### 3. 個人情報の開示等について

参加者ご本人より自己情報の開示、訂正、削除、又は利用、もしくは提供の停止を求められたときは、個人情報保護法令及び経済産業省、厚生労働省、その他各省庁策定のガイドラインに基づいてこれらに応じます。なお、開示を実施する場合には郵送を原則とし、その郵送にかかる費用はお客さまご本人にご負担いただきます。